

令和5年1月16日(火曜日)



(発信者)
野々市市 市民協働課 広報広聴係
電話番号 076-227-6056
FAX 番号 076-227-6259
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

令和6年能登半島地震による被災者の市立図書館における特例措置について

学びの杜ののいち カレードでは、1月1日に発生した令和6年能登半島地震に被災し、本市に避難された方を対象に、特例措置として図書館の利用者カードを発行することとしましたので、お知らせします。

- 施設名 学びの杜ののいち カレード (市立図書館)
(太平寺四丁目 156 番地)
- 内 容 被災地から野々市市に避難している、本来、市立図書館の利用資格を満たしていない方に「災害特例臨時利用カード」を発行する。
「災害特例臨時利用カード」の有効期限は6カ月間とし、その後の状況によりさらに6カ月単位で更新可とする。
- 対 象 本市に避難している被災者
- 利用者カードの発行により出来ること
 - ・図書、雑誌、視聴覚資料 (CD、DVD) の貸出
 - ・視聴覚ブース (図書館所蔵のCD・DVDの視聴)、インターネットブースの利用
 - ・図書館所蔵のCD・DVDの視聴
 - ・学習室・PC専用席の使用
 - ・貸出用タブレットの利用 (館内利用のみ)
 - ・ののいち電子図書館の利用
(館内での閲覧は利用者カードが無くてもできます)
- 申込みの方法
利用希望者本人の身分証明書を提示する。申請書に元の住所、連絡先、避難先、避難先での連絡先を記入する。ただし被災により身分証の提示ができない場合は免除する。

※本来、市立図書館のカードの発行を受けられるのは、市内に在住・在勤・在学の方及び金沢市、白山市、かほく市、津幡町、内灘町、川北町在住の方に限られます。

お問い合わせ先

学びの杜ののいち カレード：TEL：248-8099 (小澤)
教育部生涯学習課：TEL：227-6116 (山崎)

